

小田原市空き家バンク実施要綱

(平成27年3月27日)

小田原市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市における空き家等の活用を通じて、定住促進等による地域の活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことを常態とするもの（近い将来に同様の状態になることが見込まれるものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に関し所有権その他の権利の行使により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 不動産取引 空き家等について売買、賃貸借等を行うことをいう。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売却、賃貸等を希望する所有者等又は空き家等の活用を希望する者から申込みを受けた情報を、必要に応じて公表又は連絡調整等を行うとともに、小田原市における空き家等対策に関する協定を締結している者（以下「不動産関係団体」という。）に対し、空き家等の不動産取引の仲介等のために必要な情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクによる空き家等の不動産取引以外の不動産取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 所有者等は、当該所有者等が所有する空き家等を空き家バンクに登録しようとするときは、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、当該所有者等及び空き家等に関する事項を空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、小田原市ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により登録台帳に登録された空き家等に関する情報（当該申込者が公表を希望しない事項を除く。）を公表することができる。

(登録台帳の登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録台帳の登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(登録台帳の登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書(様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から2年を経過したとき。
- (3) 空き家バンク登録取消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (4) その他登録台帳に登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

(空き家等の活用登録申込み等)

第7条 空き家バンクにより登録台帳に登録された空き家等の活用に関する登録を受けようとする者は、空き家バンク活用登録申込書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による活用登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク活用登録台帳(以下「活用登録台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による活用登録をしたときは、空き家バンク活用登録完了書(様式第8号)を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、小田原市ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により活用登録台帳に登録された者に関する情報(当該申込者が公表を希望しない事項を除く。)を公表することができる。

(活用登録台帳の登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による活用登録完了書の通知を受けた者(以下「活用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク活用登録変更届出書(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

(活用登録台帳の登録の取消し)

第9条 市長は、活用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該活用登録台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク活用登録取消通知書(様式第10号)により当該活用登録者に通知するものとする。

- (1) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (2) 活用登録から2年を経過したとき。
- (3) 空き家バンク活用登録取消届出書(様式第11号)の提出があったとき。
- (4) その他活用登録台帳に登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

(登録台帳又は活用登録台帳に登録されていない空き家等の仲介等の申込み)

第10条 登録台帳又は活用登録台帳に登録せずに、不動産関係団体に対し、空き家等の不動産取引の仲介等のために情報提供を希望する者(以下「仲介等希望者」という。)は、空き家バンク仲介等申込書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(不動産関係団体との連携等)

第11条 市長は、第4条、第7条又は前条の規定による申込みがあった場合は、これらの者に対し、空き家等の活用のために必要に応じて連絡調整等を行うとともに、不動産関係団体に対し、空き家等の不動産取引の仲介等のために必要な情報を提供するものとする。

2 前項の情報提供を受けた不動産関係団体は、空き家等の不動産取引の仲介等の状況について、市長へその内容を報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。